

# 島根県幸

平成24年7月20日(金)

第 2,411 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

#### 目 次

# 【規 則】

温泉法施行細則の一部を改正する規則

(薬事衛生課)

2

3

# 【告示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の

(高齢者福祉課)

2

規定による指定医療機関の事業廃止の届出

(森林整備課)

保安林の指定施業要件の変更

保安林予定森林(2件)

( "

島根海区における区画漁業の免許の内容等の事前決定

(水 産 課) 4

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項

(中小企業課)

の変更の届出

# 公布された条例等のあらまし

◇温泉法施行細則の一部を改正する規則 (規則第79号)

1 規則の概要

温泉法施行規則の改正に伴う様式の整理(様式第40号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第79号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(昭和61年島根県規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第40号関係書類2中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<u>告</u> 示

## 島根県告示第437号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成24年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
もりやま内科医院	出雲市大津町1708-9	平成24年5月8日

# 島根県告示第438号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 雲南市掛合町入間956-1
- 2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第439号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 仁多郡奥出雲町上阿井2741-2、2743
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第440号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において 準用する同法第30条の規定により告示する。

平成24年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和46年3月26日農林省告示第599号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
  - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第441号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、島根海区に係る海面における区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 免許の内容たるべき事項及び地元地区
- ◎公示番号 区第30号
  - (1) 免許の内容たるべき事項
    - (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

(ウ) 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、基点第301号、ア及び基点第302号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第301号 松江市美保関町諸喰釣鉾山北端に設置した標柱

基点第302号 松江市美保関町七類塩俵北端に設置した標柱

基点第303号 松江市美保関町七類宇抗島北端に設置した標柱

基点第304号 松江市美保関町諸喰のの子島鼻北端に設置した標柱

基点第396号 松江市美保関町七類七類港沖防波堤南端

基点第397号 松江市美保関町諸喰青木島禿ラガ前南端

ア 基点第301号と基点第303号を結んだ線と基点第302号と基点第304号を結んだ線との交点

イ 基点第396号から170度の方向と対岸との交点

ウ 基点第396号から350度150メートルの点

エ 基点第301号から0度の方向とウと基点第397号を結んだ線との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

- ◎公示番号 区第31号
  - (1) 免許の内容たるべき事項
    - (ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市十六島町地先

(ウ) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第398号 出雲市十六島町崎山地先小島東端に設置した標柱

基点第399号 出雲市十六島町西島西端に設置した標柱

ア 基点第398号から204度50メートルの点

イ 基点第398号から204度150メートルの点

ウ 基点第399号から204度150メートルの点

エ 基点第399号から204度50メートルの点

(2) 地元地区

出雲市十六島町

- 2 免許予定日及び申請期間
  - (1) 免許予定日 平成24年11月1日
  - (2) 申請期間 平成24年7月20日から同年9月10日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成24年11月1日から平成25年8月31日まで

- 2 制限又は条件
- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
- 3 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

## 島根県告示第442号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項に おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス大田中央店 島根県大田市大田町大田イ194-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社 ベスト電器 代表取締役社長 小野 浩司

福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号

- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前9時45分から午後8時00分まで

(変更後) 午前8時00分から午前00時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後) 午前7時30分から午前00時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)午前9時00分から午後8時00分まで

(変更後)午前7時00分から午後9時00分まで

(4) 変更する年月日

平成24年7月11日

2 届出年月日

平成24年7月10日

- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
  - 大田市産業振興部産業企画課(大田市大田町大田口111)
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先
    - 松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
  - (2) 意見書に記載すべき事項
    - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
    - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
    - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
    - エ 意見の内容
    - オ 意見を述べる理由
  - (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。